

北海道告示第123号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第5条第1項第1号のたこ漁業について、制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和3年（2021年）12月28日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1) 漁業種類	(2) 操業区域	(3) 漁業時期	(4) 許可又は起業に認可等をするべき漁業者の数	(5) 船舶の総トン数	(6) 漁業を営む者の資格		
たこ漁業（たこばこ）	噴火湾沖海域	毎年、3月1日から10月31日まで	15隻	10t未満	ア 渡島総合振興局管内（八雲町熊石地区を除く。）に住所を有する者	令和4年1月4日から令和4年2月7日まで	<p>1. この公告に係る許可の有効期間は、令和4年(2022年)3月1日以前の許可は、令和4年(2022年)3月1日から令和7年(2025年)2月28日まで、令和4年(2022年)3月2日以降の許可は、許可日から令和7年(2025年)2月28日までとする。</p> <p>2. この公告に係る起業の認可の有効期間は、令和4年(2022年)3月1日以前の認可は、令和4年(2022年)3月1日から令和5年(2023年)2月28日まで、令和4年(2022年)3月2日以降の認可は、認可の日から1年又は令和7年(2025年)2月28日のいずれか早い日までとする。</p> <p>3. この公告に係る申請書の提出先は、渡島総合振興局産業振興部水産課とする。</p> <p>4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。                      (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、渡島総合振興局長を経由して知事に報告しなければならない。                      (2) 3キログラム未満のみずだこが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。                      (3) 海中に敷設する漁具の各のしの両端には、漁船名及び許可番号を記載した標識を付さなければならない。</p>
	噴火湾沖海域及び西部太平洋海域	同上	同上	17隻	同上		